

平成 28 年 1 月 8 日

関係者のみなさまへ

三原市長 天満 祥典
(財務部 契約課)

優良業者の表彰基準の変更について（お知らせ）

平素から三原市政に対しご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、三原市では平成 24 年度から、工事検査による工事成績評定点の活用の一環として、優良業者の表彰及び準不適格業者への監督・指導の強化を行っています。

ただ、現行制度では、なかなか表彰の対象が増えていかない状況であったことから、表彰基準を見直すこととし、三原市工事成績評定要綱を一部改正して実施することとしましたので、お知らせします。

平成 28 年度の表彰は、改正要綱に基づき平成 27 年度の工事を対象に、審査を実施して決定します。

改正要綱は、三原市ホームページの契約課のページで公表しておりますのでご確認ください。

記

制度の改正概要

表彰対象を優良業者から優良工事に変更して、次にあげる全ての基準を満たすものとします。

- 1 表彰対象工事は前年度の工事で「項目別評定点」が 78.0 点以上の工事とします。
- 2 評定対象工事の件数が、年間 2 件以上の実績を有することとします。この場合、共同企業体で施工した工事は一の構成員の件数とします。
- 3 対象工事を施工した業者は、評定点の平均点が全工事の平均点以上とし、かつ項目別評定点が 65.0 点未満の工事がないこととします。
- 4 公表の内容を施工業者の名称、工事名、請負金額及び評定点等とします。
- 5 公表の期間は表彰を行った日から 1 年とする他に、その業者が指名除外措置を受けたとき、また 65.0 点未満の項目別評定点を受けたときに終了するものとします。

以上

お問い合わせ先	契約課工事検査係
電 話	0848(67)6063